

改正のポイント5のうち変更した事項〔鉄骨切断機等の運転業務関係〕

2 3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務に引き続き就くことができる者

(平成25年7月1日から平成26年6月30日まで、安衛則改正省令附則第3条第1項)

- ① 改正前の解体用技能講習（ブレーカに係る技能講習）を修了した者、
 - ② 平成25年7月1日時点で、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に6月以上従事した経験を有する者
- は、平成26年6月30日までの間は、引き続き鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができます。

3 3トン以上の鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができる者

(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで、安衛則改正省令附則第3条第2項)

上記2の①、②の者は、平成26年7月1日以降は、平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習（技能特例講習）を修了しないと鉄骨切断機等の運転の業務に就けないこととなりましたので、できるだけ早く受講させてください。

よくあるQ&A

- Q1 車両系建設機械(例えば、解体用つかみ機)を建設業以外の事業(例えば、産業廃棄物処理業)で使用する場合は資格は不要ですか？
- A 建設業で使用する場合と同様の資格が必要です。
- Q2 油圧ショベルのアタッチメントを今回の改正で加わった作業具以外のものに交換した場合は、車両系建設機械ではなくなるのでしょうか？
- A 元々車両系建設機械として設計、製造された機械のアタッチメントを一時的に別のアタッチメントに交換しても車両系建設機械です。なお、未規制のアタッチメントのままを使い続ける場合は、車両系建設機械でない状態になりますが、車両系建設機械に準じた取扱いをお願いします。
- Q3 今回の改正で加わった解体用機械(専用機)の定期自主検査はいつまでに実施すれば良いでしょうか？
- A 鉄骨切断機等(専用機)の定期自主検査の起算日は、平成25年7月1日ですので、平成26年6月30日までの間に定期自主検査を実施してください。
- Q4 技能特例講習を受講しないですとどうなるのでしょうか？
- A 平成26年7月1日以降は、技能特例講習を受講していないと、鉄骨切断機等の運転業務に就くことができなくなります。また、平成27年7月1日以降は経過措置の講習である技能特例講習は実施されなくなりますので、受講者が有している資格により、平時のフルの講習又は短縮講習を受講していただくこととなります。
- Q5 現在、ヘッドガードが装備されていない鉄骨切断機等を使用していますが、平成25年7月1日以降も使い続けることはできますか？
- A 平成25年7月1日以降、鉄骨の落下等により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で、ヘッドガードが備え付けられていない鉄骨切断機等を使用する場合には、ヘッドガードを追加取付する、あるいはヘッドガードを備えた別の鉄骨切断機等を使うようにする必要があります。